

### 3 密対策環境整備支援金 Q & A

Q1 「3 密対策環境整備支援金」の対象者と補助金額はどのようになっているか？

A1 対象者は、伊那市内で営業を行う小規模事業者（法人又は個人事業主）で、令和2年4月1日以降から令和3年2月28日までに3密対策のための工事または設備投資を市内事業者に発注して実施した場合に、それに要した費用の3分の2を支援します。（対象店舗数×20万円を上限、最大100万円を上限とします。）

Q2 支給の条件は何か？

A2 次の4つをすべて満たす必要があります。

①市内店舗等で営業を行う特定業種（公的団体等、宗教団体、政治団体及び性風俗業を営む者）以外の小規模事業者（法人または個人事業主）

②申請日時点で事業を開始しており、申請日以降、少なくとも1年以上同一店舗で事業を継続する予定であること

③市内店舗等で令和2年4月1日以降から令和3年2月28日までに3密対策のための工事または設備投資を市内事業者に発注して実施している（実施することを予定している）

④経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

Q3 小規模事業者の範囲はどこまでか？

A3 従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下の事業者のことを言います。なお、複数店舗・事業所の場合には、全ての店舗・事業所の合計従業員数です。

Q4 複数の事務所（店舗）を有しているが、複数店舗が対象となるか？

A4 はい、複数店舗で対策を実施した場合には、それらすべてを対象とし、（対策を実施した店舗数）×20万円を上限に補助を行います。ただし、最大5店舗分の100万円を上限とします。

Q5 工事または設備投資を市内事業者に発注する必要があるとのことだが、市内事業者は市内に本社を有する事業者のみか？また、市内事業者が作成した設備を市外事業者を通じて購入した場合はどうか？

A5 「市内事業者」は、伊那市内に本社または事業所を有する事業者のことを言います。そのため、本社が市外であっても事業所を市内に有する場合は対象となります。なお、設置事業者が個人事業主の場合はその個人事業主の住所にかかわらず、領収書等に明記している事業所住所で判断するものとします。

なお、市内事業者が作成した設備を市内事業者を通じて購入した場合には、個別の設備について製造元を確認していくことは困難である場合もあるため、今回の制度ではあくまでも納品者・設置者が市内事業者であることを要件とさせていただきます。ただし、設置工事を市外事業者が実施した場合であっても、購入先（領収書発行元）が市内事業者であり、その施工代金が購入先の領収金額に含まれている場合には、その全額を対象とします。

Q6 伊那市民であり、伊那市外で店舗等を経営している。今回の補助の対象となるか？

A6 申し訳ございませんが、市内で店舗等を経営していない場合は対象になりません。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、対象の拡充等を検討させていただきます。

### 3 密対策環境整備支援金Q & A

Q7 建物を所有しており、飲食店等に貸し出しているが、感染症対策のために空調設備を建物の所有者として実施する必要があると考えているが、飲食店等の経営者でなくとも対象となるか？

A7 建物の所有者が事業者に貸し出す場合（貸し出すことを前提としている場合）には、感染症対策のための工事等の経費を対象とします。ただし、経費を負担したオーナーまたは事業者の方が申請していただくものとし、折半等で両者が負担された場合には、いずれかの方のみが申請できるものとします。（同一案件について複数者は申請できませんので、予めご相談の上、ご申請ください。）  
なお、居住用の建物等（アパート、寮等）については他の事業者が賃借している場合であっても対象外とさせていただきます。

Q8 工事費・設置費が対象となるとのことであるが、設置するもの自体の金額も対象となるか？

A8 はい、対象になります。設置物の価格が含まれた工事費であれば、その領収書をご提出いただき、設置物の購入費と設置費が別の領収書の場合には両方を提出していただきます。なお、設置物の販売者と設置工事施工者が別々の事業者である場合には、設置工事施工者が市内事業者であれば対象となります。

Q9 必要書類は何か？

A9 申請に必要な書類は次のとおりです。

「伊那市3密対策環境整備支援金交付申請書」のほか、本人確認書類の写し（法人の場合は法人登記事項証明書）、営業許可証の写し（許可等を必要とする業種を営む者のみ）を申請時にご提出いただきます。

申請後に市から交付決定通知書が送付されますので、工事や納品が済み次第、「伊那市3密対策環境整備支援金実績報告書」、工事等の領収書の写し及び設置前後の写真を提出していただきます。

Q10 対象となるものは具体的に何か？

A10 費用負担が大きい設置工事が必要な間仕切り、飛沫防止シート用のカーテンレール、換気設備の設置や改修の工事に係る費用を対象とします。必ず工事が発生するものを対象とし、その設置対象物（間仕切り、レール、換気扇等）の購入代金も対象とします。ただし、それら工事が発生するものと共に設置する関連性が高いものであって、単価が3万円以上の高額な設備も対象とします。（例えば、間仕切り設置と共に設置する送風機や、自動水栓と共に設置する消毒液生成機、クリーンブースと共に設置する滅菌収納棚等）

また、消毒アルコールやマスク等の消耗品や、在宅勤務や拠点間の会議に使用するテレワークシステム等の事務目的の備品等については本制度の対象から除外させていただきます。

Q11 令和2年3月以前に設置した場合は対象になるか？また、設置工事が遅れて令和3年3月に設置時期がずれ込むが、対象となるか？

A11 申し訳ございませんが、令和2年3月以前に設置した場合には対象外とさせていただいております。ただし、令和2年3月以前に発注して、4月以降に納品・設置されたものは対象となります。止むを得ない事情により、設置時期がずれ込むこととなった場合には個別にご相談ください。

### 3 密対策環境整備支援金Q & A

Q12 申請窓口はどこか？

A12 伊那市役所 生活支援臨時相談室（本庁1階）または商工振興課（本庁2階）の窓口に郵送または持参でご提出ください。

Q13 申請期間はいつからいつまでか？また、どのくらいで口座に振り込まれるのか？

A13 8月7日からの受付開始を予定しています。申請書は伊那市公式HPまたは伊那市役所 生活支援臨時相談室の窓口で配布していますので、それをご活用いただき、令和3年3月1日までにご申請いただきますようお願いいたします。なお、ご申請いただいた後、補助金の交付決定を行い、その後に領収書等と共に実績報告書をご提出いただき、補助金額の確定となります。それらを経て、請求書をご提出いただきますので、請求書をご提出後、通常2～3週間程度で指定口座に振り込みが行われる予定です。

Q14 交付決定後に、計画を見直す必要が生じた。変更の届出をする必要はあるか？

A14 計画に大きな変更（導入設備、工事内容の変更、対象店舗の変更等）が生じた場合には、変更届（様式第5号）を提出していただく必要があります。また、必要経費が当初の見積よりも大きな金額となる場合には、その金額を確保する必要があるため、変更届が必要となりますが、値引き等によって少額の減少が見込まれる程度であれば変更届を要さず、実績報告時に当該金額を証拠となる領収書の写しと共にご報告いただくのみで構いません。

Q15 3密対策環境整備支援金は課税の対象となるのか？

A15 課税の対象となります。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律により、全住民を対象に給付される特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金については、所得税を課さないことと定められていますが、それ以外の給付金や支援金等については課税の対象となります。

Q16 個人事業主であるが、自宅を併用住宅として事業にも使用している。その住宅への工事も対象となるのか？

A16 居住専用住宅は対象になりませんが、併用住宅として事業にも使用している場合には、事業に使用している部屋等を対象にした工事に限り対象となります。なお、居住用スペースも含めて工事をされる場合には、対象外となりますので、必ず見積書や領収書を分けて実施するなど混在しないように実施してください。

Q17 個人事業主であるが、業務上他者への接触が全くなく、感染リスクがない。この場合であっても工事等を行えば支援金の対象になるか？

A17 感染症予防のための措置であるため、趣旨に反していることから対象にはなりません。具体的な例として、併用住宅のみを事業所として有していて、同一世帯の家族以外の従業員を雇っておらず、実質的に家庭生活と同じ状況であると想定される場合には対象外とさせていただきます。但し、試作のための打ち合わせや納品等のために定期的な人の訪問が想定されている事業用のスペースについては、その限りではありませんので、備考欄等にその旨をご記入ください。

### 3 密対策環境整備支援金Q & A

Q18 換気扇の換気機能が一定能力以上など新型コロナウイルス感染症に効果があるとされている機能を有するもののみが対象となるのか？

A18 感染症対策への機器等の有効性については議論が分かれ、またその使用方法に依ることもあることから、必ずしも新型コロナウイルス感染症に効果があることが明らかであることを条件とはしていません。そのため、3密を避けるための仕組み（説明）があれば支援金の対象になり得ます。逆に、メーカーが有効であることを謳っていることをもって対象としているものではありませんので、各事業の形態に合った対策を講じるために必要な工事を行ってください。  
なお、業種別の感染拡大予防ガイドラインは、政府HP  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>をご覧ください。

Q19 「工事」が必要とのことであるが、「工事」とはどのようなものをいうか？例えば、大きな設備を指定の場所に置くことのみやコンセントにプラグを差し込むのみでも取付工事として対象となるのか？

A19 本制度で「工事」とするのは、一定の基準を設けるため、建物等への固定を伴うものを対象とさせていただきます。一つの目安として、工事を実施する建物を傾けたり、天地を逆にしたときに離れてしまうものは固定されていないものとみなします。  
そのため、運搬して置くのみのもやコンセント等にプラグを差し込むことのみをもって「工事」とはみなしません。

Q20 個人事業主であるが、明らかに店舗とわかる建物を有しておらず、また営業許可等の必要がない事業を行っている。この場合、何らか追加で必要となる書類はあるか？

A20 事業を実施していることが明らかでない個人事業主の方の場合、申請時点での最新の確定申告書の写しをご提出いただくなど事業の実施を確認させていただく場合がございます。  
ご不安がある場合は、申請前にご確認いただきますようお願いいたします。

Q21 複数の工事を実施する予定であるが、申請は複数回に分けて良いか？

A21 実施の予定がある場合には、可能な限りまとめてご申請ください。但し、夏に実施したものの、冬になって新たな対策を講じなければならなくなった場合については、1事業者当たりの補助上限金額に達するまでは追加の申請をしていただくことは可能です。

Q22 従業員用宿舎に対する工事などは対象となるか？

A22 宿舎（社員寮など）は対象となりません。  
主として事業に使用するために所有または賃借等している建屋等が対象となります。

Q23 事業所等の新築に伴う設備の設置費用は対象となるか？

A23 対象となりません。既存の事業所等へ対する設備投資が対象となります。

### 3 密対策環境整備支援金Q & A

Q24 国や県の3密対策環境整備関連補助金と重複して給付を受けることは可能か？

A24 国の「小規模事業者持続可補助金（事業再開枠）」や県の補助金「新型コロナウイルス危機突破支援金（健康・理美容サービス業等対応型）」などと重複して、市の支援金の給付を受けることは可能です。ただし、工事等に要した経費から、同一の経費に対する国又は県などからの補助金等の額を差し引いたものを補助対象経費とします。

Q25 補助対象経費における工事費と設備投資費の割合に制限があるか？

A25 費用割合の制限はありません。工事費用が設備投資費よりも安価だとしても、各事業の形態に合った対策を講じるための必要な工事が行われていれば補助対象となります。